農業ひろさき

2021年9月1日　（第187号）
（令和3年9月1日）

編集と発行 ： 弘前市農業委員会
弘前市大字上白銀町1-1　前川本館3階　電話0172-40-7104

地域農業振興のため 要請活動を行いました

県への要請活動

再生に向け市町村を支援する



８月３日、中弘地区農業委員会連絡協議会（会長　成田繁則）の役員８名が、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金の補助対象となる農業機械の見直し」と、「荒廃農地再生に係る施策」に関して、齋藤勉中南地域県民局地域農林水産部長へ要望書を手渡しました。

特に、荒廃農地再生について、齋藤部長より、「国や県で実施している事業で不足な部分については、重要度や緊急度に応じて国への要望や県での重点枠事業での措置を検討するので、機会をとらえて具体的な提案をいただきたい。」と回答がありました。





市長への要請活動

共に力を合わせて対応していきましょう



同日、市農業委員会の成田繁則会長をはじめ運営委員は、「荒廃農地再生に係る施策」に関して櫻田市長に要望書を手渡しました。

櫻田市長からは、「農業従事者の高齢化、担い手不足の中で、荒廃農地が発生していると認識している。皆さんと一緒になって対応を検討していきたい。」とお話がありました。

また、要請後の意見交換の場では、荒廃農地を増やさないためのスムーズな園地の継承、新規就農希望者等に活用されやすい農地情報の整理、本年の鳥獣被害の状況など、幅広く農業について意見交換がなされました。





「清水森ナンバ」津軽中学校で鉢植え体験



授業の様子

７月15日に津軽中学校１年生（70人）が、「清水森ナンバ」鉢植え体験を行いました。鉢植え体験事業は、在来津軽「清水森ナンバ」ブランド確立研究会（中村元彦会長）と弘前大学農学生命科学部の前田智雄教授らの協力のもと行われており、津軽中学校では去年に引き続き、２回目の実施となりました。

今年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、授業の人数を縮小し、各クラス単位での実施となりました。生徒たちは清水森ナンバの歴史などについて事前に授業を受け、基礎知識を学んだうえで、今回の鉢植え体験に臨みました。生徒は授業で作ったヒバ製の鉢に、同中学校の笹森先生より指導を受けながら苗を植え、支柱にしっかりと誘引しながら慎重に作業を進めていました。今回植えた「清水森ナンバ」は、生徒が自宅に持ち帰り、各家庭で生育の管理をしています。





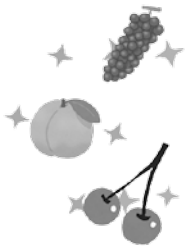
鉢植え作業をする生徒

特産果樹についての要望調査のお知らせ

りんご以外の特産果樹を対象とした、生産性や品質を向上させる施設（雨よけハウス等）の整備について要望調査を行います。

来年度の整備を計画されている方は、市りんご課までお問い合わせください。

※あくまでも要望調査で、補助事業の申し込みではございません。



■問い合わせ先

りんご課企画推進係（市役所前川本館３階）

☎４０－７１０５

令和４年度 りんご園防風網張替事業に関する要望調査

令和４年度中に防風網を張り替える際に、市の補助事業の活用を希望する農業者の要望調査を行います。

要望のある方は、張替する防風網の延長を確認のうえ、下記までご連絡ください。見積書を提出する必要はありません。（今回は、あくまで事前調査であり、令和４年度の補助事業の実施については未定です。）



◆要望調査締切　９月30日（木）

■問い合わせ先　りんご課生産振興係（市役所前川本館３階）

☎４０－７１０５

農振除外申出11月1日締切

農地転用、その前に・・・

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地（倉庫、資材置き場など）といった**耕作以外の目的に使用する場合は**、市が設定している区域から除外するなどの**手続きが必要**となります。

農振除外の手続きは、約６ヶ月以上の期間を要します。

また、11月1日を過ぎますと、次回分は、12月15日が締め切りとなる予定です。

なお、受付・相談は、**農用地の所在する各地区の担当課窓口**で行っています。

■問い合わせ先

【弘前地区】農政課地域経営係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０２

【岩木地区】総務課農林係（岩木庁舎１階）
☎８２－１６２１

【相馬地区】総務課農林係（相馬庁舎１階）
☎８４－２１１１



「収入保険説明会及び加入相談会」開催のお知らせ

青森県農業共済組合では、令和４年産の収入を補償対象とした農業経営収入保険の説明会及び相談会を下記日程で開催しますので、ぜひご参加ください。

○開催日時・会場

開　催　日　時	会　　場
9月10日(金) 14:00～17:00	大鰐町役場 第一会議室
9月10日(金) 16:00～18:00	藤崎町文化センター
9月10日(金) 17:00～19:00	スポカルイン黒石 ２階大会議室
9月14日(火) 11:00～14:00	平賀農村環境改善センター
9月15日(水) 15:00～17:00	浪岡中央公民館 会議室（4）
9月15日(水) 17:00～19:00	農村環境改善センター（弘前市大森）
9月17日(金) 14:00～17:00	高杉ふれあいセンター
9月17日(金) 15:00～17:00	中央公民館岩木館 小和室
9月17日(金) 17:00～19:00	新和地区体育文化交流センター
9月22日(水) 17:00～18:00	東目屋ふれあいセンター
9月24日(金) 13:00～17:00	青森県農業共済組合 ひろさき支所
9月27日(月) 17:00～19:00	中央公民館相馬館
9月29日(水) 15:00～17:00	田舎館村中央公民館 会議室

◇上記以外でもひろさき支所では常時受付しております。

○対象者

農業経営（青色申告）をしている方。

○必要書類

【加入をお考えの方は、お見積りいたしますので次の書類をお持ちください】

①確定申告書Ｂ第一表
②青色申告決算書（損益計算書）
③青色申告書（収入金額の内訳）
④品目毎の作付面積と収穫量の内訳
⑤雑収入の内訳
⑥事業消費がある場合は内訳

上記書類の平成29年から令和２年までで申告した分

※２週間以内に県外へ移動歴がある方のご来場はご遠慮ください。また、新型コロナウイルスの感染状況次第で中止となる場合もありますので電話等でご確認ください。

■問い合わせ先

青森県農業共済組合ひろさき支所　収入保険課
☎２８－５７００

朝夕の時間帯は特に警戒を！

クマ出没に注意!!

りんごの鳥害に対する防止対策について

これからりんごの収穫最盛期を迎えます。
野鳥による食害の防止・軽減を図るための対策を紹介しますので、ご活用ください。



（１）食害を与える鳥の種類

※以下は食害を与える可能性のある代表的な鳥例です。

・留鳥（年間を通して同じ場所に生息し、季節による移動をしない鳥）→カラス（ハシブトガラス・ハシボソガラス）、ヒヨドリ、ムクドリ、ヒガラ、シジュウカラなど

・渡り鳥　→アトリ、ツグミなど



（２）対　　策

【物理的な飛来対策】

◆糸やテグスによる対策

鳥が嫌う、ミシン糸や釣り用のテグスを枝に張る。カラスの場合は１㍍程度以下の間隔で張り巡らすと効果があるようです。

【追い払い道具を使用しての対策】

◆反射材、防鳥テープによる対策

ＣＤや鏡、防鳥テープなど、太陽光を反射する素材を枝にくくりつける。

◆忌避剤による対策

鳥が嫌う臭いを発するロープ等の忌避剤を設置する。

◆バードガードによる対策

鳥が嫌う鳴き声を発するバードガードを設置する。なお、バードガードは対応しない鳥種がいるので、注意してください。

※これらは一時的には効果がありますが、日数の経過とともに慣れてしまい効果がなくなる場合があります。

道具の種類や設置場所、組み合わせを頻繁に変えるなど常に野鳥に「ここは変だぞ」と思わせる工夫が大切です。

【園地対策】

野鳥は落果実にも集まってくるので早めに除去する。

■問い合わせ先　りんご課生産振興係（市役所前川本館３階）
☎４０－７１０５

りんご農家等直売活動支援事業

◆事 業 内 容

２戸以上のりんご農家などで組織する団体または、家族経営協定を締結したりんご農家等が自ら生産したりんごをはじめとした果実（その加工品も含む）を臨時販売所やスーパーなどで自ら販売するための経費に対して補助します。

◆主な採択基準

自ら生産したりんごをはじめとした果実など（その他加工品を含む）を自ら販売するための経費であること。ただし、既存の販路となっている店舗のみでの販売や加工品のみの販売などを除く。

◆補助対象経費

直売に要する経費（旅費、消耗品費、土地や店舗などの使用料・賃借料など）



◆補　助　率

２分の１以内（上限15万円）

■問い合わせ先　りんご課販売・発信係（市役所前川本館３階）
☎４０－２３５４

出稼ぎに行く皆さんへ ～商工労政課からのお知らせ～

①「出稼労働者手帳」を受け取りましょう

「出稼労働者手帳」は、出稼労働者としての身分証明書となるものです。出発前に、必ず受け取りましょう。

◆申請窓口　市役所市民課（市役所市民防災館１階）
岩木・相馬総合支所民生課、各出張所

②健康診断を受けましょう

出稼ぎ中の健康管理に役立てていただくため、出稼労働者を対象とした健康診断を指定医療機関で行っています。帰省中の出稼労働者も含めて、出発前には受診するようにしましょう。

◆受診料　3,800円
※受診料10,604円のうち、市が6,804円を負担します。

◆受診場所　市内66か所の医療機関

◆検査項目　既往歴及び業務歴の調査、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、身長・体重・視力・聴力の検査、胸部Ｘ線検査、血圧測定、血液一般検査、代謝系検査、肝機能検査、血中脂質検査、尿検査、心電図検査の11項目

※受診の際には「出稼労働者手帳」をお持ちください。また、検査結果がわかるまでに数日かかる場合がありますので、余裕をもって受診しましょう。

なお、診断の結果、治療が必要な場合の費用は自己負担となります。

■問い合わせ先　商工労政課雇用支援係（市役所前川新館５階）☎３５－１１３５

秋の農作業安全運動実施中

収穫作業が本格化するこれからの季節は、農作業事故が多くなります。

どんなに忙しくてもあせらず、重大事故につながる機械作業は基本に立ち返り、安全第一で農作業事故をなくしましょう！

❖農作業安全のポイント！

①慣れた作業でも油断せず、注意して行いましょう。
②必ず、作業の合間に十分な休憩を取りましょう。
③自分を過信せず、無理のない作業を行いましょう。
④一人での作業は避け、やむを得ず一人で行う場合は、家族に作業場所を伝え、携帯電話を持ちましょう。
⑤家族や周りの人など、地域全体で注意を呼びかけましょう。

❖弘前市内での重大事故の発生件数

平成30年 ⇒　事故３件（うち死亡事故０件）
令和元年 ⇒　事故５件（うち死亡事故３件）
令和２年 ⇒　事故０件



■問い合わせ先
農政課農産係（市役所前川本館３階）☎４０－０５０４

「青森県中小企業者等事業継続支援金」受付中

青森県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、１年以上にわたり幅広い業種において極めて厳しい経営環境が続いていることから、事業継続に意欲的に取り組む県内中小企業者等（個人農業者、農業法人を含む）に対し、支援金を給付します。

◆支給額

１事業者あたり法人60万円、個人事業主30万円（定額）

◆対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している事業主であって、事業継続に取り組む者（個人農業者及び農業法人も対象となります）

◆支給要件

（１）減収要件

事業収入に伴う税の申告をしており、かつ、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和３年１月から６月の間で連続する３か月の合計事業収入が前年又は前々年のいずれかの同期比で30％以上減少していること。

（２）事業継続意思要件

現に事業活動を行っているとともに、今後も事業活動を継続する意思があること。

具体的には、下記のとおりとなります。

名称	承認受付先
弘前商工会議所または岩木山商工会の会員の方	事業継続意思の係る書類提出は不要となります。
弘前地区管内のJA組合員の方	各ＪＡにお問い合わせください ＪＡつがる弘前（当ＪＡへの農産物出荷者に限る） …各支店へお問い合わせください ＪＡ相馬村…農業再編対策課 0172－84－3215 ＪＡ津軽みらい…石川基幹グリーンセンター 0172－92－3311
上記以外の方	青森県ホームページの「事業継続計画確認機関一覧」に掲載されている機関にお問い合わせください。

（３）基準年の事業収入要件

令和元年又は令和２年の事業収入が、法人60万円以上、個人事業主30万円以上であること。

◆申請受付期間

１０月３１日（日）まで（当日消印有効）

◆提出先

申請者の住所または事業所所在地により異なります。新型コロナウイルス感染症の感染リスクの低減を図るため、原則として郵送にて提出してください。

住所または事業所所在地	提出先
平成18年市町村合併前の弘前地域	弘前商工会議所　事業継続支援金事務局 （弘前市上鞘師町18－1）
平成18年市町村合併前の岩木地域、相馬地域	青森県商工会連合会 事業継続支援金事務局 （青森市新町２－８－26 青森県火災共済会館５階）

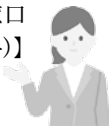
◆その他

詳細については、青森県ホームページをご覧ください。

青森県中小企業者等事業継続支援金　検索

■問い合わせ先

青森県中小企業者等事業継続支援金　電話相談窓口
【電話：０１２０－７４０－３６１（通話料無料）】
平日９時～１７時
（10月30日から31日は土日祝日でも受付）



野焼き・不法投棄はやめましょう！

●野焼きをやめよう！

家庭や事業所から出たごみを、ドラム缶に入れて焼却したり、空き地や河川敷などで焼却したりする野焼きは、法律で禁止されています。また、悪臭や煙による近隣トラブルにつながるほか、ダイオキシン類などの有害物質を発生させるなど、健康への影響が心配されます。

野焼き禁止の例外として、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却は法律で禁止されておりませんが、むやみに焼却してよいというわけではありません。

また、農業用マルチなどのプラスチックやゴム・ビニールなどのごみの焼却は大量の煙やにおいが発生し、近隣の生活環境に支障をきたすことにもなりますので、ごみ処理業者に処理を依頼するなど適正な対応をお願いいたします。



■問い合わせ先　環境課資源循環係（弘前市役所前川新館２階）☎３５－１１３０

●不法投棄をやめよう！

人目につかない山林や、空き地などにごみを捨てる人がいます。不法投棄されたごみにより、自然環境や景観が悪くなるだけでなく、元に戻すためには多くの労力と費用を要します。また、家庭ごみ集積所においても、市で収集しないごみを故意に捨てたり、農業に伴い排出されるごみ（事業系ごみ）を捨てる行為は不法投棄にあたる場合があります。

■問い合わせ先　環境課町田事業所（弘前地区環境整備センター管理棟２階）☎３２－１９５２

●重い罰則が科せられます！

不法投棄や野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、５年以下の懲役もしくは、1,000万円以下の罰金（法人は３億円）または、その両方の罰則が科せられます。

ストップ！わら焼き

わら焼きにより発生する煙は、地域住民の健康を害したり、交通を妨げたりするなど、社会的に大きな問題となっており、農業のイメージダウンにつながります。

水田へのすき込みや堆肥、家畜の飼料や敷きわらなど有効活用に努めましょう。

■問い合わせ先　農政課農産係（市役所前川本館３階）　☎４０－０５０４

